

# 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
6	住民課	国民年金	-	<p>国民年金法及び特定障害者に対する特別給付金の支給に関する法律に基づく地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務及び日本年金機構との協力・連携事務（以下「国民年金事務等」という。）に係る届書の受理等及び日本年金機構への進達を行う。</p> <p>(1) 法定受託事務</p> <p>①国民年金事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得・種別変更・資格喪失の届出の受理</li> <li>・任意加入被保険者の資格取得申出・資格喪失申出（死亡喪失含む）の受理</li> <li>・特例による任意加入被保険者の資格取得申出。資格喪失申出（死亡喪失含む）の受理</li> <li>・第1号被保険者の死亡の届出の受理</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の指名変更・住所変更の届出の受理</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の居所未登録者の報告</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の資格記録・生年月日・性別訂正報告書の報告</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の国民年金手帳の再交付申請の受理</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料の納付の申出の受理</li> <li>・農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者の付加保険料の納付の申出の受理</li> <li>・第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料辞退申出書の受理</li> <li>・農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者の付加保険料納付非該当届の受理</li> <li>・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請書の受理</li> <li>・保険料納付の法定免除に係る国民年金保険料免除理由該当届・免除理由消滅届の受理</li> <li>・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の裁定請求書及び額改定請求書の受理</li> <li>・障害基礎年金受給権者・遺族基礎年金受給権者・寡婦年金受給権者の指名変更届・住所変更届・払渡希望金融機関変更届の受理</li> <li>・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の年金証書再交付申請書の受理</li> <li>・障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出の受理</li> <li>・20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出の受理</li> <li>・障害基礎年金受給権者に係る加算額対象者該当・不該当届の受理</li> <li>・遺族基礎年金受給権者に係る障害該当の受理</li> <li>・遺族基礎年金受給権者に係る加算額対象者不該当届の受理</li> <li>・遺族基礎年金受給権者に係る加算額対象者障害該当届の受理</li> <li>・遺族基礎年金受給権者の失権届受理</li> <li>・障害基礎年金受給権者・遺族基礎年金受給権者・寡婦年金受給権者の死亡届・見受給の保険給付の請求書の受理</li> <li>・国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理</li> </ul> <p>②特別障害給付金事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害給付金の認定の請求書の受理</li> <li>・特別障害給付金受給資格者に係る被災状況届の受理</li> <li>・特別障害給付金受給資格者の指名変更届の受理</li> <li>・特別障害給付金受給資格者の住所変更の届出の受理</li> <li>・特別障害給付金受給資格者の払渡希望金融機関変更届出の受理</li> <li>・特別障害給付金受給資格者の死亡届の受理</li> </ul> <p>(2) 協力・連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金相談</li> <li>・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書の受理</li> <li>・法定受託事務以外の申請書等の受理・回送2</li> </ul>	<p>市町村は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 適用業務</p> <p>国民年金法に基づき、国民年金被保険者（第1号被保険者のみ）資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2 免除業務</p> <p>(1) 国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>(2) 国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3 給付業務</p> <p>(1) 国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>(2) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>(3) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>
			1-1. ③ システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア	1 国民年金システム 2 ねんきんネット
			1-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の46の項
			1-4. ① 実施の有無	未定	実施しない

## 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			1-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			1-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課福祉係 電話0241-27-8810
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、Reamsシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。